

【フランス】国内の治安及びテロとの闘いを強化する法律

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2017年10月30日、新しいテロ対策法が成立した。国が恒常的にテロ対策措置を採ることができる一方、同法を根拠に、平時においても自由を制限する措置が可能となった。

1 法律制定の背景

フランスでは、2015年11月のパリ同時テロ以来、移動、集会、報道の自由が制限され、武器類の没収や家宅捜索等の措置が採られる「緊急状態 (Etat d'urgence)」が6度にわたり延長されてきた。緊急状態は、「緊急状態に関する1955年4月3日の法律第55-385号」¹に基づき、大統領デクレ（政令に相当）により、「フランス国土の全部又は一部において、公共の秩序に対する重大な侵害を引き起こすような急迫の危機、又は、その性質及び規模に鑑みて公の大災害の様相を呈する事態」の際に宣言される。緊急状態を宣言するデクレが効力を有する12日間を超えて緊急状態を延長する場合は、法律の制定により議会の承認を得なければならない。

2017年7月11日、マクロン政権は、オランド前政権から延長されてきた緊急状態を、同年11月1日まで延長する法律を制定した。また、同法法案の提出段階から、緊急状態の措置は一時的なものである一方、テロの脅威は永続的なものであるため、緊急状態法第55-385号の適用に代わる、テロ対策のための恒常的な法的措置が必要であると、新法の制定を予告していた。

2 法律の概要

2017年6月22日、テロ対策のための政府提出法案が元老院（上院）に提出され、同年10月、「国内の治安とテロとの闘いを強化する2017年10月30日の法律第2017-1510号」²として成立した。同法は、全4章21か条で、その構成は、第1章「テロ行為の予防措置を強化する規定」（第1条～第14条）、第2章「情報技術」（第15条～第18条）、第3章「国境地帯の統制」（第19条）、第4章「海外領土に関する規定」（第20条～第21条）である。

同法に規定された措置は、今回独自に規定された措置と緊急状態に準ずる措置とに分かれる。緊急状態における措置のうち、劇場、酒類提供店及び集会場の閉鎖、デモの禁止及び団体の解散などは盛り込まれなかった一方、居所指定や行政命令により行うことができる家宅捜索に準ずる措置、さらに新しい制度が規定されたことで、「平時」においても緊急状態同様、自由を制限する措置が可能となった。

(1) 独自に規定された措置

第10条では、新しい刑罰が定められた。未成年者に対し権限を有する者が、テロ行為の準備の目的で形成された団体又は協定に未成年者を参加させた場合、15年の拘禁刑及び225,000ユーロ³の罰金が科される。この行為が、当該未成年者の親権を有する者によって行われた場合、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

¹ Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000695350>>

² Loi n° 2017-1510 du 30 octobre 2017 renforçant la sécurité intérieure et la lutte contre le terrorisme. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/10/30/INTX1716370L/jo/texte>>

³ 1ユーロは約130円（平成30年7月分報告省令レート）。

判決裁判機関は、行為者が有する親権の全部又は一部の喪失を言い渡すことができ、当該行為の対象とならなかった他の子供についても親権の喪失を命じることができる。

第14条では、テロ行為、国益の侵害、犯罪組織への参加といった特定の犯罪について、犯罪の防止、犯罪の証拠収集及び犯人の捜査のため、内務大臣、国防大臣、運輸担当大臣及び税関担当大臣が、個人データの自動処理権限を有することが定められた。この個人データの自動処理の対象には、人種的・民族的出身、宗教的・哲学的信条、政治的意見、労働組合への所属、健康や性的活動に関するデータは含まれない。この処理を実施するために、船舶運航業者は、フランス領土を出発地又は目的地とする船舶の乗客に関するデータを収集し提供しなければならず、その予約システムに登録された乗客のデータ及び当該乗客の乗船に関するデータも提供しなければならない⁴。また、上記の大臣は、旅行代理店及び傭船を行う旅行運営者に対し、その予約システムに登録された乗客のデータを提供するように求めることができる。

このほか、港湾・空港・鉄道の駅などの国際的アクセスが可能な国境地域における身元確認の強化などが定められた。

(2) 緊急状態に準ずる措置

第1条では、緊急状態における防護・安全保障地帯 (zones de protection ou de sécurité) に準ずる措置が定められた。県における国の代表⁵又はパリ市の警察長官は、アレテ (省令に相当) により、人の立入り及び通行を制限できる防護区域 (Périmètres de protection) を設定することができる。防護区域内では、触知による身体検査、目視検査及び手荷物検査、さらに、運転手の同意の上で車両内の捜索をすることができる。

第3条では、緊急状態における居所指定 (assignation à résidence) に準ずる措置が定められた。内務大臣は、①その行動が公共の安全及び秩序に対する特に深刻な脅威であると思われる重大な理由が存在する者、②テロ行為を扇動し、助長し、テロ行為に参加する者又は団体と習慣的に関係を持つ者、③テロ行為の実行を扇動又は擁護する主張を支持し、拡散し又は賛同する者を対象とし、④指定された区域の外へ移動しない、⑤日曜祝日を問わず1日1回を上限として、警察又は憲兵隊管轄の機関へ出頭する、⑥現在の居住地及び居住地の変更を届け出るといった義務を負わせることができる。これらの義務は、内務大臣の決定の通知から起算して最長3か月間有効となり、①～③の要因が継続して存在する場合、最長3か月ずつ延長することができる。ただし、義務の適用が6か月を超える際には新たな要因が必要で、12か月を超えて義務を適用することはできない。また、内務大臣は、⑤の出頭の義務に代えて、電子腕輪を付けることによる監視措置を提案することができる。これらの義務に違反した場合、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金が科される。

このほか、緊急状態における礼拝場の閉鎖、通信及び情報技術の統制、行政家宅捜索等の措置も、名称や制度を一部変更して盛り込まれている。

参考文献

- ・奥村公輔「フランスにおけるテロ対策と緊急事態『法』の現況」『論究ジュリスト』第21号、2017、pp.41-48。
- ・豊田透「緊急状態延長法の制定—パリ同時テロをめぐって—」『外国の立法』No.266-1、2016.1、pp.12-15。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9593136_po_02660106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁴ 航空運航事業者については、テロ及び重大犯罪防止のための旅客名簿 (PNR) データの使用を定めた EU 指令 (Directive (EU) 2016/681) の適用により、個人情報提供義務が国内安全法典 L.第 232-7 条に規定されている。

⁵ 県内の国の出先機関の統括者として、国の事務の執行のみを担当する。